○農林水産省告示第千九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字秋上五四八四の一、五四八四の三から五四八四の八まで、五四八五の一から五四八五の九まで、五四九〇の一から五四九〇の六まで、五五三二の一、五五三二の五から五五三二の一二まで、五五四九の一、五五四九の六から五五四九の一四まで、字岩下五六三三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市高城町字染敷四〇二〇から四〇二二まで、四〇二九、四〇三二から四〇三四まで、四一一七、四一一八、四一二〇、四一二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

○農林水産省告示第千九百二十一号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のとおり指定したので告示する。

令和七年十二月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	本数（単位　本）	所有者の氏名又は名称及び住所
特定七―一	スギ九育二―一九	すぎ	熊本県合志市須屋二三二〇番地五	二	国立研究開発法人森林研究・整備機構　茨城県つくば市松の里一番地
特定七―二	ヒノキ九育二―五七	ひのき	〃	一	〃
特定七―三	ヒノキ九育二―五八	〃	〃	〃	〃
特定七―四	ヒノキ九育二―六六	〃	〃	〃	〃
特定七―五	ヒノキ九育二―七四	〃	〃	〃	〃

○経済産業省告示第百七十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十二月十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年十一月十八日大分市佐賀関の大規模火災に伴う災害	大分県大分市	令和七年十一月十八日から令和八年三月十七日まで

○関東地方整備局告示第二百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十八日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号十の項指定をした日欄中「令和二年十一月十七日」を「令和七年十二月十四日」に、指定の有効期間欄中「令和二年十二月十四日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○九州地方整備局告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　伊万里都市計画道路事業三・四・九号八谷搦駅前線

三　事業施行期間　自令和七年十二月十八日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　佐賀県伊万里市立花町字金谷及び口ノ町並びに伊万里町字上中町地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年九州地方整備局告示第五十二号三重都市計画道路事業三・五・十二号駅前高市線

三　事業施行期間　自令和三年三月二十二日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし